

定期監査指摘事項

監査対象機関名	総務課
監査実施年月日	令和3年7月16日(金)
監査の結果	措置の状況
<p>役場庁舎空間安全・安心確保事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策の低濃度オゾン発生装置の購入に係る決裁文書の予定価格が訂正されているが、いつ、誰が訂正したのかが不明瞭であった。 ・低濃度オゾンの納入後に検査復命書を作成しているが、検査復命書の作成者と納品の確認者が異なっていた。 ・低濃度オゾンの機器を小中学校分として6台追加して変更契約を締結しているが、納品書では小中学校分の6台がくすのきホール分に含まれており、小中学校分の記載がなかった。 ・契約の相手方が履行保証保険に加入したため、財務規則第81条第1号の規定により、契約保証金を免除しているが、履行保証の証書に収受印がなく、村がいつ証書を確認したのかが不明瞭であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、訂正があった際には訂正日や訂正者が分かるように記載するように努めます。また、重要な訂正の場合は決裁文書そのものを再度起案することとします。 ・今後は検査復命書の作成者と納品の確認者は同じ者が行うようにします。 ・今後は適正な事務の執行に努めます。 ・今後は履行保証書には収受印を押印し、確認日を明確に致します。
<p>新型コロナウイルス感染症対応地区活動補助事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区からの補助金申請には予算書を添付することとなっているが、予算の記載内容が、当該補助事業に関するものを記載していたり、地区の年間の予算書を添付していたりと統一されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、同様の補助事業を実施する際には、添付する予算書の記載内容を明確に規定いたします。
<p>公共施設等感染予防事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村長選挙における新型コロナウイルス対策として使い捨て鉛筆を37,224円で購入している。村随意契約ガイドラインによれば3万円以上の契約については、原則として請書を作成することとなっているが、作成されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は村随意契約ガイドラインに沿った適正な事務の執行に努めます。

定期監査指摘事項

監査対象機関名	福祉課
監査実施年月日	令和3年9月16日(木)
監査の結果	措置の状況
<p>図書カード配布事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス対策による図書カード配布事業について、課の事務手続きを定めた要領はあるが、事務決裁規程第14条第2号及び第6号に基づき、事業を実施するという村長決裁がとられていなかった。また、その他の事業は要綱を作成し、公布しているが、当該事業については要領の課内決裁のみとなっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急かつ短期間で事業を行ったこともあり、決裁に不備がありました。今後は要領についても村長決裁をとり、ご指摘いただいた通りに適正な事務に努めます。
<p>子育て世帯臨時特別給付金事業及びひとり親応援給付金事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス対策として子育て世帯臨時特別給付金及びひとり親応援給付金を交付しているが、支出負担行為兼支出命令票の決裁区分が金額により区別されていた。事務決裁規程では、「定例かつ1件30万円以上100万円未満の負担金、補助金及び交付金の交付に関すること。」を副村長の専決事項と規定しているが、新型コロナウイルス対策による補助金は定例の補助金ではないため、専決できる事項に含まれていないので、支出負担行為兼支出命令票については村長の決裁が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点について、規程の誤認があり、決裁に不備がありました。今後は事務決裁規程を再確認したうえで事務を行います。